

平成20年4月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 馬場 速人  
平成19年(ホ)第3636号 損害賠償等請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成  
16年(ワ)第10840号)

平成20年2月13日 口頭弁論終結

## 判 決

## 主 文

本件控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 当事者の申立て

#### 1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、原判決別紙謝罪広告を官報に掲載せよ。
- (3) 被控訴人は、控訴人ら各自に対し、500万円及びこれに対する平成16年6月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

(5) (3)につき仮執行の宣言

## 2 控訴の趣旨に対する答弁

(1) 主文同旨

(2) 担保を条件とする仮執行の免脱宣言

(3) 仮執行の執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日を経過した時とする。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の要旨

本件は、控訴人らが、その所属していた国鉄労働組合（以下「国労」という。）らが国際労働機関（以下「ILO」という。）の下部組織である「結社の自由委員会」に対し日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の分割民営化に際して北海道旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下、併せて「JR各社」あるいは「承継法人」という。）による国労等組合員に対する採用差別（以下「JR不採用問題」という。）があったとして提訴に及んだところ、同委員会の求めに応じて被控訴人が同委員会にした情報提供行為が控訴人らの団結権及び期待権を侵害し、その名誉を毀損する違法なものである旨主張して、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償（慰謝料）の支払と名誉回復の措置として官報に謝罪広告の掲載を求める事案である。

原審は控訴人らの請求をすべて棄却したので、控訴人らがその認定判断を争い控訴したものである。

### 2 前提となる事実、争点及び当事者の主張

(1) 次に付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるからこれを引用する。

(2) 控訴人らの当審における補充主張

ア 被控訴人は、国際機関であるILOに加盟してそのシステムの中で中立・公正な情報を提供する義務がある。それにもかかわらず、不当労働行為を認定する機関である労働委員会が認定した事実と別の情報を提供することは中立・公正な情報を提供すべき義務に違反するものである。

すなわち、被控訴人は、憲法28条に基づき労働者の団結権を保障する客観的義務を負っており、労働委員会の救済命令の制度が87号条約11条の要請に対応する労働者の労働基本権の実効性を担保するための制度である以上、憲法28条及び87号条約11条に基づき被控訴人は労働委員会の認定判断を尊重すべき客観的義務を負っている。また、行政一体の原則からしても、被控訴人は独立性専門性を有する行政機関である労働委員会が準司法機関的手続を経て行った公定力ある事実認定及び判断を尊重すべき客観的義務を負っている。さらにILOの政労使三者構成主義の趣旨から結社の自由委員会においては政府は労使いずれにも偏しない公正な立場に立つことが要請されているから、被控訴人が一方に偏った情報を提供することは許されない。それにもかかわらず、被控訴人は結社の自由委員会に対して誤った情報を提供したのであるから、その行為は上記義務に違反するものであって違法というべきである。

イ 結社の自由委員会に対して提供された情報のうち、反組合的差別を否定する情報は被控訴人の追加情報以外にはなく、同委員会の審査は書面審査だけであったから、同委員会は、被控訴人の追加情報がなければ、反組合的差別の存在を前提とした報告を変更してこれを否定することはありえなかった。

そして、被控訴人による虚偽の追加情報提供がなければ、分割民営化の際の反組合的差別を放置している被控訴人の条約義務不履行が明らかにされ、社会的、法的にその救済の道が開かれた蓋然性はきわめて高い。

したがって、被控訴人の本件情報提供行為と結社の自由委員会のした本件

勧告との間には因果関係がある。

ウ 歴史的に形成されてきた団結権は労働者の団結権とその行使によって結成・運営される労働組合の団結権とがその主体・内容においても一体として労働者の生存権実現の条件となっているものであり、労働者の団結権を労働組合の団結権と切り離し別個のものとして扱うことは許されない。国労が結社の自由委員会に対してした本件訴えも組合員の利益のために国労の名においてしたものであり、その利益は国労に帰属するとともに控訴人らを含む全組合員にも帰属する。

したがって、国労に対する団結権侵害行為はその構成員である控訴人らに対する団結権侵害行為でもある。

エ 労働組合と組合員の関係は団結権に関して一体であるから、労働組合に対する名誉毀損行為は直ちに組合員全員に対する名誉毀損行為に当たる。

したがって、国労に対する名誉毀損行為はその構成員である控訴人らに対する名誉毀損行為でもある。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人らの当審における主張及び新たに提出された証拠を併せ検討しても、控訴人らの本件請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次に付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の2ないし4に記載のとおりであるからこれを引用する。

#### 2 原判決の訂正

原判決23ページ11行目の「使用者」の次に「側」を加え、26ページ5行目の「2(1)イ(オ)」を「2(1)ウ(ア)」に改める。

#### 3 控訴人らの当審における補充主張に対する判断

(1) 控訴人は、被控訴人が憲法28条、87号条約11条に基づき労働委員会の認定判断を尊重すべき客観的義務を負っているなどとして、その認定判断に反する誤った情報を提供したことが、控訴人らに対する関係でも違法である旨主

張する。

しかしながら、公務員による公権力の行使に国家賠償法1条1項にいう違法があるというためには、公務員が当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要である（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁，最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169頁，最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁等参照）と解すべきところ、被控訴人が国際機関であるILO（結社の自由委員会）に対しては条約上あるいは国際関係における信義ないし礼譲に照らし公正中立な情報提供をすべき義務を負っているものと解することができるとしても、そのことから直ちに対象となる情報に関係する個々の労働者である控訴人らに対する関係においても同様の義務を負うと解すべき法令上の根拠は見だし難く、控訴人らが主張する憲法28条，87号条約11条の各規定，更には労働委員会の救済命令制度及び行政一体の原則，あるいは結社の自由委員会の性質などの控訴人ら指摘の点を検討しても上記判断を左右するものではない。

したがって、被控訴人がILOの結社の自由委員会の求めに応じてした本件情報提供行為について、控訴人らに対する関係で控訴人らが主張するような被控訴人の負う義務に反する違法があると解する余地はないというべきであるから、控訴人らの上記主張は理由がなく採用することができない（なお、本件情報提供行為自体が控訴人らの主張するような団結権，期待権及び名誉を侵害するとは認められないことは上記引用に係る原判決理由説示のとおりである。）。

- (2) 上記のとおりであり、控訴人らの請求はその余の検討をまつまでもなく理由がないことになるが、なお念のため補充的主張に対する検討を加えておく。

控訴人は、被控訴人の追加情報がなければ結社の自由委員会のした本件勧告が異なったものとなる蓋然性が高かったから、その情報提供と同委員会の本件勧告との間には因果関係がある旨主張する。

しかし、上記引用に係る原判決認定のとおり、同委員会の勧告は同委員会が収集した資料に基づきその自由な判断に基づいて独自に作成されるものなのであるから、その勧告が作成される上での一資料にすぎない被控訴人の提供した情報に誤りがあり、その誤った情報に依拠して同委員会の勧告が作成され、その勧告のために控訴人らが損害を被ったとしても、特段の事情がない限り、その誤った情報とその損害との間には相当因果関係があるということとはできず、本件全証拠によっても上記特段の事情があると認めることはできない。

したがって、控訴人らの上記主張は理由がなく採用することができない。

- (3) さらに、控訴人らは、歴史的に労働者の団結権と労働組合の団結権とが一体として形成されてきたものであるから両者を切り離すことはできず、国労が結社の自由委員会に対してした本件訴えも構成員である控訴人らの利益のためにもされたものであるとして、国労に対する団結権侵害あるいは名誉毀損は控訴人らに対する団結権侵害あるいは名誉毀損に当たる旨主張する。

しかし、労働組合に所属する個々の労働者が結社の自由委員会に対して申立てをすることは認められておらず、国労の同委員会に対する申立ては正に労働組合としてした申立てであることはそれ自体から明らかであって、国労のした申立てに関して被控訴人がした本件情報提供行為が国労に対する関係で団結権の侵害あるいは名誉毀損として違法性を帯びる場合であっても、それがその構成員である控訴人らに対する関係で直ちに団結権の侵害あるいは名誉毀損としての違法性を帯びるものと解すべき法的根拠はない。控訴人らが主張する団結権形成の歴史的経緯を勘案しても、上記判断を左右するものではない。

したがって、控訴人らの上記主張は理由がなく採用することができない。

- 4 よって、以上と同旨の原判決は相当であって本件控訴は理由がないからいずれもこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 藤 村 啓

裁判官 佐 藤 陽 一

裁判官古久保正人は転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 藤 村 啓